

## 特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

### 適用する使用者

島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

### E22 鉄鋼業

E220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）

E2200 主として管理事務を行う本社等

E2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E221 製鉄業（島根県最低賃金適用）

### E222 製鋼・製鋼圧延業

E2221 製鋼・製鋼圧延業

E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）（島根県最低賃金適用）

E224 表面処理鋼材製造業（島根県最低賃金適用）

### E225 鉄素形材製造業

E2251 銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）

E2252 可鍛鋳鉄製造業

E2253 鋳鋼製造業

E2254 鍛工品製造業

E2255 鍛鋼製造業

E229 その他の鉄鋼業（島根県最低賃金適用）

L7282 純粹持株会社

### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - (1) 清掃、片付け又は整理の業務
  - (2) 手作業による運搬の業務